

下水道事業受益者負担金・分担金

※平成23年3月までに下水道事業の認可がされた区域

【公共下水道事業受益者負担金】

処理区名	土地及び建物の所有形態	負担金の額
喜多方処理区	受益地の面積	1平方メートル当たり430円
塩川処理区	住宅・事務所・事業等の建物	1建物当たり200,000円

【特定環境保全公共下水道事業受益者分担金】

処理区名	建物の所有形態	分担金の額
熱塩加納処理区	住宅・事務所・事業等の建物	1建物当たり200,000円
	ホテル・旅館・簡易宿泊所等の建物	基本額 200,000円 加算額 建物における収容人員一人当たり3,000円を乗じた額
	上記以外の建物	市長が別に定める額

(備考) 供用開始の公告後、3年以内に排水設備が完了し、下水道の使用を開始したときの分担金の額は、上表の区分により算出した額に10分の9を乗じて得た額とする。

処理区名	建物の所有形態	分担金の額
山都処理区	住宅・事務所・事業等の・建物	1建物あたり200,000円
	上記以外の建物	市長が別に定める額

※平成23年4月以降、新たに下水道事業の認可がされた区域

【公共下水道事業受益者負担金】

処理区名	土地の所有形態	負担金の額
喜多方処理区	受益地の面積	1の土地につき、430円を乗じて得た額。ただし、算出したその額が20万円を超える場合にあっては20万円を上限とする。
塩川処理区		

【特定環境保全公共下水道事業受益者分担金】

処理区名	土地の所有形態	分担金の額
熱塩加納処理区	受益地の面積	1の土地につき、430円を乗じて得た額。ただし、算出したその額が20万円を超える場合にあっては20万円を上限とする。
山都処理区		

(備考) 1の土地とは、1筆の土地又は隣接する2筆以上の土地をいう。

農業集落排水事業等受益者分担金

※平成23年3月までに農業集落排水事業が採択された区域

【喜多方地区】

地区名	分担金の額
天井沢・中村地区、真木・津尻地区、大沢入地区	基本額 200,000円

【熱塩加納地区】

地区名	分担金の額
宮川地区	基本額 200,000円

(備考) 排水処理施設を使用できる区域の公告後、3年以内に排水設備が完了し、かつ、農業集落排水処理施設の使用を開始したときの分担金の額は、上記の区分により、算出した額に10分の9を乗じて得た額とする。

【塩川地区】

地区名	分担金の額
大田木地区	基本額 150,000円

【山都地区】

地区名	分担金の額
堰沢地区、舟岡・小布瀬原地区、宮古地区、早稲谷地区	基本額 200,000円

【高郷地区】

地区名	分担金の額
上郷地区、新郷地区、大田賀地区、塩坪地区	基本額 200,000円

(備考)市町村合併後、新たに公共污水ますを設置し加入するものに限る。

※平成23年4月以降、新たに農業集落排水事業の採択がされた区域

処理区名	土地の所有形態	分担金の額
喜多方地区	受益地の面積	1の土地につき、430円を乗じて得た額。ただし、算出したその額が20万円を超える場合にあっては20万円を上限とする。
塩川地区		
熱塩加納地区		
山都地区		
高郷地区		

(備考)1の土地とは、1筆の土地又は隣接する2筆以上の土地をいう。

平成23年4月以降、新たに農業集落排水事業の採択がされた区域はありません。